

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第13号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年12月厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（平成12年5月厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

申請者：ダウ・ケミカル日本株式会社

- 品 種：1. ワタ 281 系統
2. ワタ 3006 系統
3. ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種

申請者：デュポン株式会社

- 品 種：トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・
トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種